

阿波市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査（工事監査）を阿波市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年7月25日

阿波市監査委員 中野 修一
阿波市監査委員 近藤 理
阿波市監査委員 笠井 一司

工事監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 監査の対象

令和4年度に施工した建設工事のうち、監査委員が指定した以下の工事を対象とした。

- (1) 事業名 令和4年度 道路交通安全施設等整備事業
- (2) 担当部課 建設部 特定事業推進課
- (3) 工事名 市道矢松田中線改良工事 南工区第3分割
- (4) 事業場所 阿波市土成町土成 市道矢松田中線
- (5) 契約金額 13,607,000円（税込）
- (6) 工期 令和4年6月3日 ～ 令和4年12月19日
- (7) 工事概要 L=138.6m W=10.3m
（水路工：路側排水管、U型側溝、擁壁工：境界壁）
- (8) 事業目的 本路線は狭小な幅員のため、車両の対向が困難であることから車道と歩道を分離し拡幅整備を行うことにより、歩行者や児童・保護者の安全性を確保するため交通安全対策を図る。

3 監査の着眼点

市が発注した工事について、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に実施されているか。

- (1) 工事の計画は妥当か。
- (2) 事業目的に適合した設計となっているか。
- (3) 積算基準・積算資料等の整備状況及びその運用は適切か。
- (4) 入札・契約書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。
- (5) 工事施工計画は適切か。

4 監査の主な実施内容

当該工事内容を知る上で必要な監査調書を提出させると共に、関係帳簿及び設計図書等の提出を求め、説明聴取及び現地確認により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

阿波市役所 3 階 監査事務局会議室 及び 現地
令和 6 年 6 月 26 日（水）

6 監査の結果

監査の結果、市の財務に関する事務の執行及び工事施工はおおむね適正に執行されていた。

(現地確認の様子)

